

徳島県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき県
営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第
五項の規定により次のとおり公告し、換地計画書の写しを縦覧に供する。

令和八年二月六日

徳島県知事	後藤田正純
地 区 名	縦 覧 期 間
長生西部地区	令和八年二月二十四日から 令和八年三月二十四日まで